

第 11 回 由仁町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 11 月 24 日 午後 3 時から

2 開催場所 由仁町役場 3 階委員会室

3 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(使用貸借 3 件)

日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(農業委員会許可分 1 件)

日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地等転用事業計画変更承認申請について
(農業委員会許可分 1 件)

日程第 6 議案第 4 号 旧農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について
(4 件)

日程第 7 議案第 5 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
(所有権移転 5 件、賃貸借 46 件)

4 出席
委員

1 番 鷺見幸生	2 番 杉本道哉	3 番 川端敦
4 番 田中昭一	5 番 高橋智	6 番 森長正徳
7 番 西田勝敏	8 番 佐藤弘之	10 番 松田一博
11 番 橋口善一郎	12 番 青山佳代子	13 番 奥野宏栄
14 番 中道雅彦	15 番 北川正則	

5 事務局
説明員

局長 青木祐次	主査 鈴木 渉	主事 野島薫光
---------	---------	---------

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願いします。
ご着席ください。

局長 ただいまから令和5年第11回総会を開会いたします。
開会にあたりまして、佐藤会長からご挨拶をいただきます。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願いします。

議長 本日招集いたしました令和5年由仁町農業委員会第11回総会の出席者は14名です。

議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規定により、第11回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により私から指名いたします。
12番 青山委員、13番 奥野委員を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたします。本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 意義ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第3、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
 事務局から内容の説明を求めます。

 (議案朗読)

局長 議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』
 農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があった
 ので、その許可の可否の決定を求めるものであります。
 内容については、鈴木主査から説明いたしますので、ご審議
 くださいますようお願いします。

 (内容説明)

主査 議案第1号について、ご説明いたします。
 本件は、使用貸借3件であります。

 農地法第3条により権利を取得するためには農地法第3条第
 2項の規定により「農地を全部効率的に利用すること」、「農地
 所有適格法人以外の法人による権利取得ではないこと」、「事業
 に必要な農作業に常時従事すること」、「農地面積が下限面積
 (2ha)以上であること」、「地域に調和すること」という各要
 件を満たしていなければなりません、全ての要件を満たして
 いるものと判断されます。

 それでは議案2ページをお開きください。

 1番ですが、土地の所在は山柵488-1から岩内2088の12筆の
 田と3筆の畑で、合計面積は213,698㎡です。

 貸主は、岩内自治区の■■■■氏、借主で後継者である■■■■
 ■■■氏へ使用貸借するものです。

 契約期間は30年間です。

 2番ですが、土地の所在は山柵1052から東三川1606の8筆の
 田と6筆の畑で、合計面積は199,175㎡です。

 貸主は、山柵自治区の■■■■氏、借主で後継者である■■■■
 ■■■氏へ使用貸借するものです。

 契約期間は20年間です。

議案 3 ページをお開きください。

3 番ですが、土地の所在は川端 2027 から 2536 の 9 筆の田と 4 筆の畑で、合計面積は 204,142 m²です。

貸主は、川端自治区の■■■■氏、借主で後継者である■■■■氏へ使用貸借するものです。

契約期間は 20 年間です。以上で議案第 1 号の説明を終わります。

議長 議案第 1 号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 1 号については、当農業委員会として許可することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第 1 号については、当農業委員会として許可することに決定いたしました。

議長 次に、日程第 4、議案第 2 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。事務局より内容説明を求めます。

（議案朗読）

局長 議案第 2 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に意見聴取するにあたり、その許可の可否の決定を求めるものであります。

内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査

議案第2号について、ご説明いたします。

議案の5ページをお開きください。

本件は、土砂採取に伴う一時転用申請であります。

申請者は、土地所有者である川端自治区の■■■■氏で、事業実施者は、札幌市北区の■■■■です。

事業実施場所につきましては、川端 1577、1578 の1筆の田と1筆の畑で、転用面積は22,843 m²です。

転用期間は、令和5年12月22日から令和8年12月21日までです。

立地基準について、本申請地は農振農用地区域内の農地に区分され、原則、転用不可となりますが、一時転用ですので、問題ありません。

一般基準においても、事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題ないものと判断しております。

審査内容については、別添の議案資料の1ページ、2ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

申請地を図面で説明しますので、議案の6ページをお開きください。

申請地は、安平町との境界付近にある川端地区で、■■■■氏の住宅の東側にある白線で囲まれた農地です。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議長

本件については、事前に農地部会が開催されておりますので、川端部会長から報告をいただきます。

部会長

本件については、11月20日に農地部会を開催し、審査を行った結果、部会として許可相当と認められるものとして決定しましたので、報告いたします。

議長

説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員

ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号については、当農業委員会として可として北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号については、可として北海道農業会議へ意見聴取することに決定いたしました。

議長 次に、日程第5、議案第3号『農地法第5条の規定による農地等転用事業計画変更承認申請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)
局長 議案第3号『農地法第5条の規定による農地等転用事業計画変更承認申請について（農業委員会許可分）』
農地法第5条第1項の規定により許可を受けた農地等転用事業計画について、計画の変更承認申請書の提出があったので、承認するにあたり、その可否の決定を求めるものであります。
内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)
主査 議案第3号について、ご説明いたします。
議案の8ページをお開きください。
本件は、土砂採取事業に伴う一時転用の計画変更申請1件であり、既に許可を受けた事業計画に変更が生じることから、事業計画変更の承認を受けようとするものです。
1番ですが、申請者は、土地所有者である川端自治区の■■■■氏で、事業実施者は、由仁町川端の■■■■です。
事業実施場所につきましては、川端 1577、1578 の1筆の田と1筆の畑で、当初の転用面積は31,061 m²です。

今回変更する理由ですが、先ほどの議案第2号で審議していただいた土砂採取申請地に隣接して、現在土砂採取事業を実施しており、事業境界線に係る保安部分の土砂採取を新たに行うため掘削面積等を変更するものであります。

主な変更の内容は、保安部分の土砂採取に伴い、土砂採取量が当初から 11,793 m³の増、掘削面積が当初から 516 m²の増となります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議長 本件については、事前に農地部会が開催されておりますので、川端部会長から報告を求めます。

部会長 本件については、11月20日に農地部会を開催し、審査を行った結果、部会として事業計画の変更はやむを得ないと認められるものとして決定しましたので、報告いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第3号については、当農業委員会として申請内容のとおり承認することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第3号については、申請内容のとおり承認することに決定いたしました。

議長 次に、日程第6、議案第4号『旧農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』を議題といたします。事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第4号『旧農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』

旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れを必要と認め、同法第

16条第1項に基づき買入れの協議を行う旨の通知をするように由仁町長に対し要請することについて、その可否の決定を求めるものであります。

内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第4号について説明いたします。

本件は4件で、農地保有合理化事業に基づく北海道農業公社による買入れが必要かどうか審査するものです。

審査の結果、要請することに決定した場合は、町長が農地保有合理化事業による買い入れを公社へ要請し、協議を進めていくこととなります。

それでは議案10ページをお開きください。

1番ですが、土地の所在は古川498から591-1の3筆の田で、合計面積は23,787㎡です。

あっせん申出者は、古川自治区の■■■■氏です。

本件は11月13日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、同じ古川自治区の■■■■

■■■■を予定しております。

議案資料3ページをご覧ください。

農地は、古川地区の道道東三川由仁停車場線の北側にある、あっせん申出地①から③までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、あっせん申出地①と②が10aあたり■■■■円、あっせん申出地③が10aあたり■■■■円で合計■■■■円です。

議案10ページにお戻りください。

2 番ですが、土地の所在は古川 692-1 から 699 の 5 筆の畑で、合計面積は 33,277 m²です。

あっせん申出者は、有珠郡壮瞥町の■■■■氏です。

本件は 11 月 13 日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、同じ古川自治区の■■■■を予定しております。

議案資料 4 ページをご覧ください。

農地は、古川地区の町道古川東線の南側にある、あっせん申出地①から⑤までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、10a あたり ■■■■円で合計 ■■■■円です。

議案 10 ページにお戻りください。

3 番ですが、土地の所在は岩内 2553 の 1 筆の田で、面積は 50,109 m²です。

あっせん申出者は、岩内自治区の■■■■氏です。

本件は 11 月 13 日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、同じ岩内自治区の■■■■を予定しております。

議案資料 5 ページをご覧ください。

農地は、岩内地区の町道岩内東三川線沿いの東側にある、あっせん申出地①で白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、10a あたり ■■■■円で ■■■■円です。

議案 10 ページにお戻りください。

4 番ですが、こちらにつきましては、9 月 7 日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものですが、その後申出者 ■■■■氏が亡くなってしまった案件となっております。

今回相続手続きの完了に伴い、農地を取得した所有者から、9 月 7 日開催の農地あっせん調整会議結果のとおり、手続きを進めてほしい旨の申出書の提出が 11 月 16 日にあったことから、手続きを進めることにした案件となっております。

土地の所在は熊本 329-1 の 1 筆の田で、面積は 8,183 m²です。
あっせん申出者は、熊本自治区の■■■■氏です。
公社買入後の事業参加者は、同じ熊本自治区の■■■■
■■■■を予定しております。

議案資料 6 ページをご覧ください。

農地は、熊本地区の町道旧国道線の西側にある、あっせん申出地③で白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、10a あたり ■■■千円で ■■■千円です。

また、あっせん申出地①と②については、次の議案で提案させていただきますが、基盤強化法により相対で売買予定の農地であります。

以上で、議案第 4 号の説明を終わります。

議長 議案第 4 号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 4 号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 4 号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することに決定しました。

議長 次に、日程第 7、議案第 5 号『旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第 5 号『旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について』

旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、由仁町より決定を求められた別紙農用地利用集積計画の決定について

て、その可否の決定を求めるものでございます。

内容については、所有権移転の関係を鈴木主査、賃貸者の関係を野島主事からそれぞれ説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査

議案第5号について、ご説明いたします。

本件は、所有権移転の売買が5件、賃貸借が46件の農用地利用集積計画です。利用権の設定時期については、集積計画公告予定日の12月1日です。

本件の譲受人及び借受人である農業者は、農用地利用集積計画の内容が由仁町の基本構想に適合する。

全ての農用地について耕作または養畜を行う。

農作業に常時従事する。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。

の各要件を全て満たしているものと判断しております。

それでは議案12ページをお開きください。

1番から5番については、所有権移転の案件です。

1番と2番については、10月の総会で決定し、公社が買入れを行うことに同意したことに伴う所有権移転でございます。

3番と5番については、11月13日に開催された農地あっせん調整会議において所有権移転が決定された売買でございます。

4番については、9月7日開催の農地あっせん調整会議において、所有権移転が決定された売買で、その後申出者 氏が亡くなってしまった案件となっております。

今回相続手続きの完了に伴い、農地を取得した所有者から、9月7日開催の農地あっせん調整会議結果のとおり、手続きを進めてほしい旨の申出書の提出が11月16日にあったことから、今回売買するものでございます。

1番ですが、土地の所在は古川42から895の11筆の田で、合計面積は58,748㎡です。

売買価格は、 円で、譲渡人は古川自治区の 氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は同じ自治区の 氏です。

2 番ですが、土地の所在は古山 682-1 から 682-9 の 3 筆の畑で、合計面積は 17,350 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 千円で、譲渡人は恵庭市恵み野の [REDACTED] 氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は古山自治区の [REDACTED] です。

3 番ですが、土地の所在は岩内 3146 から 3193 の 4 筆の田で、合計面積は 31,542 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 千円で、譲渡人は岩内自治区の [REDACTED] 氏で、譲受人は同じく岩内自治区の [REDACTED] です。

議案資料 7 ページをご覧ください。

農地は、岩内地区の町道下岩内線の北側にある、あっせん申出地①から④の白線で囲まれた農地です。

売買価格は、あっせん申出地①と④が 10a あたり [REDACTED] 円、あっせん申出地②と③が 10a あたり [REDACTED] 円となっております。

議案 12 ページにお戻りください。

4 番ですが、土地の所在は熊本 321-1 の 1 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 9,042 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 円で、譲渡人は熊本自治区の [REDACTED] 氏で、譲受人は同じく熊本自治区の [REDACTED] です。

議案資料 6 ページをご覧ください。

農地は、熊本地区の町道旧国道線の西側にある、あっせん申出地①と②の白線で囲まれた農地です。

売買価格は、10a あたり [REDACTED] 円となっております。

以上で議案第 5 号の 1 番から 4 番までの説明を終わります。

議長 議案第 5 号の 1 番から 4 番までの内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 5 号の 1 番から 4 番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第5号の1番から4番までについては、農用地
利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 引き続き議案第5号の5番を議題とする前に、会議規則第10
条の関係から[REDACTED]には退席していただき、議事を進
めさせていただきます。

[REDACTED]

議長 それでは議案第5号の5番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 5番ですが、土地の所在は本三川364から369の1筆の田と2
筆の畑で、合計面積は11,718㎡です。
売買価格は、3,036千円で、譲渡人は長沼町東町の[REDACTED]氏
で、譲受人は本三川自治区の[REDACTED]氏です。

議案資料8ページをご覧ください。

農地は、本三川地区の町道南北線の東側にある、あっせん申
出地①から③までの白線で囲まれた農地です。

売買価格は、あっせん申出地①と③が10aあたり[REDACTED]円、あ
っせん申出地②が10aあたり[REDACTED]円となっております。

以上で議案第5号の5番の説明を終わります。

議長 議案第5号の5番の内容の説明が終わりましたので質疑に入
ります。
ご質問等はありませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第5号の5番については、農用地利用集積計画により取
り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

9 番ですが、土地の所在は、659-1 の 1 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 11,157 m²です。

賃貸借期間は、令和 6 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、田が 10a 当たり ■■■■■ 円、畑が 10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、江別市見晴台 ■■■■■ 氏、借主は、古川自治区の ■■■■■ 氏で、更新の案件です。

10 番ですが、土地の所在は、伏見 376 から 495-1 までの 33 筆の畑で、合計面積は 349,065 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、伏見自治区の ■■■■■ 氏、借主は、同じく伏見自治区の ■■■■■ で、更新の案件です。

議案 14 ページをお開きください。

11 番ですが、土地の所在は、伏見 459-1 から 507 までの 25 筆の畑で、合計面積は 262,076 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、伏見自治区の ■■■■■ 氏、借主は、同じく伏見自治区の ■■■■■ で、更新の案件です。

12 番ですが、土地の所在は、東光 13 から 66 までの 21 筆の田で、合計面積は 88,794 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、下古山自治区の ■■■■■ 氏、借主は、同じく下古山自治区の ■■■■■ 氏で、更新の案件です。

13 番ですが、土地の所在は、岩内 1799-4 の 1 筆の田で、面積は 19,300 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、三川錦町の ■■■■■ 氏、借主は、岩内自治区の ■■■■■ 氏で、更新の案件です。

14 番ですが、土地の所在は、岩内 1799-7 の 1 筆の田で、面積は 16,348 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、三川錦町の ■■■■■ 氏、借主は、同じく岩内自治区の ■■■■■ 氏で、更新の案件です。

15 番ですが、土地の所在は、岩内 1799-7 の 1 筆の田で、面積は 6,254 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、三川錦町の ■■■■■ 氏、借主は、岩内自治区の ■■■■■ 氏で、更新の案件です。

議案 15 ページをお開きください。

16 番ですが、土地の所在は、岩内 1799-5 の 1 筆の田で、面積は 24,896 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、岩内自治区の ■■■■■ 氏、借主は、同じく岩内自治区の ■■■■■ 氏で、更新の案件です。

17 番ですが、土地の所在は、岩内 1799-6 の 1 筆の田で、面積は 12,243 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、岩内自治区の ■■■■■ 氏、借主は、同じく岩内自治区の ■■■■■ 氏で、更新の案件です。

18 番ですが、土地の所在は、岩内 1799-6 の 1 筆の田で、面積は 12,998 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、岩内自治区の ■■■■■ 氏、借主は、同じく岩内自治区の ■■■■■ 氏で、更新の案件です。

19 番ですが、土地の所在は、岩内 1811-9 の 1 筆の田で、面積は 843 m²です。

賃貸借期間は、令和 6 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、岩内自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく岩内自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

20 番ですが、土地の所在は、岩内 1860 の 1 筆の田で、面積は 829 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、岩内自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく岩内自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

21 番ですが、土地の所在は、岩内 2763 の 1 筆の田で、面積は 39,692 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、岩内自治区の [REDACTED] 氏、[REDACTED] 氏、借主は、東三川自治区の [REDACTED] で、新規の案件です。

22 番ですが、土地の所在は、古山 505、506 の 2 筆の田で、合計面積は 7,750 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、古山自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく古山自治区の [REDACTED] 氏で、新規の案件です。

23 番ですが、土地の所在は、西三川 499 の 1 筆の畑で、面積は 55,975 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、千葉県香取市小見川 [REDACTED] 氏、借主は、東栄の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

24 番ですが、土地の所在は、西三川 559 の 1 筆の畑で、面積は 13,490 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、西三川自治区の ■■■■■ 氏、借主は、同じく西三川自治区の ■■■■■ 氏で、更新の案件です。

25 番ですが、土地の所在は、西三川 560、561 の 2 筆の畑で、合計面積は 28,421 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、西三川自治区の ■■■■■ 氏、借主は、同じく西三川自治区の ■■■■■ 氏で、更新の案件です。

26 番ですが、土地の所在は、西三川 622-1 の 1 筆の畑で、面積は 21,233 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、千葉県千葉市美浜区 ■■■■■ 氏、借主は、西三川自治区の ■■■■■ 氏で、更新の案件です。

27 番ですが、土地の所在は、西三川 698、699 の 2 筆の田で、合計面積は 29,773 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、西三川自治区の ■■■■■ 氏、借主は、同じく西三川自治区の ■■■■■ 氏で、更新の案件です。

28 番ですが、土地の所在は、西三川 706 の 1 筆の田で、面積は 16,929 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、西三川自治区の ■■■■■ 氏、借主は、同じく西三川自治区の ■■■■■ 氏で、更新の案件です。

29 番ですが、土地の所在は、本三川 365 から 368-8 までの 3 筆の田で、合計面積は 46,357 m²です。

賃貸借期間は、令和 7 年 11 月 30 日までの 2 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、本三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく本三川自治区の [REDACTED] 氏で、新規の案件です。

30 番ですが、土地の所在は、本三川 388-1、392-1 の 2 筆の田で、合計面積は 10,324 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、本三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく本三川自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

議案 16 ページをお開きください。

31 番ですが、土地の所在は、本三川 404-1、404-2 の 2 筆の畑で、合計面積は 8,373 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、本三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、熊本自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

32 番ですが、土地の所在は、本三川 556 の 1 筆の畑で、面積は 25,728 m²です。

賃貸借期間は、令和 6 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、本三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく本三川自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

33 番ですが、土地の所在は、本三川 641-1 の 1 筆の畑で、面積は 849 m²です。

賃貸借期間は、令和 15 年 11 月 30 日までの 10 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、本三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく本三川自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

34 番ですが、土地の所在は、中三川 333-1 の 1 筆の田で、面積は 16,725 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、三川緑町の [REDACTED] 氏、借主は、中三川自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

35 番ですが、土地の所在は、中三川 612 の 1 筆の畑で、面積は 1,722 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、苫小牧市浜町 [REDACTED] 氏、借主は、中三川自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

36 番ですが、土地の所在は、東三川 1147 から 3064 までの 11 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 96,980 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 4 年間で、賃貸借料は、田が 10a 当たり [REDACTED] 円、畑が 10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、東三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく東三川自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

37 番ですが、土地の所在は、東三川 3039, 3040 の 2 筆の田で、合計面積は 13,901 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 4 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、東三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく東三川自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

38 番ですが、土地の所在は、東三川 1288、1289 の 2 筆の田で、合計面積は 7,500 m²です。

賃貸借期間は、令和 6 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、東三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく東三川自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

39 番ですが、土地の所在は、東三川 2316, 2317 の2筆の畑で、合計面積は 39,261 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの5年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、中央の [REDACTED] 氏、借主は、長沼町錦町の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

40 番ですが、土地の所在は、東三川 2322 から 2325 までの4筆の畑で、合計面積は 21,343 m²です。

賃貸借期間は、令和 6 年 11 月 30 日までの1年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、東三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく東三川自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

議案 17 ページをお開きください。

41 番ですが、土地の所在は、川端 870-1 から 871 までの4筆の田と1筆の畑で、合計面積は 38,582 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの3年間で、賃貸借料は、田が 10a 当たり [REDACTED] 円、畑が 10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、札幌市豊平区の [REDACTED] 氏、借主は、西三川自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

42 番ですが、土地の所在は、川端 1561-1 から 1578 までの10筆の田と8筆の畑で、合計面積は 90,927 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの3年間で、賃貸借料は、田、畑ともに 10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、川端自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく川端自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

43 番ですが、土地の所在は、川端 1430 の1筆の畑で、面積は 6,365 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの3年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、川端自治区の [REDACTED] 氏、借主は、安平町追分の [REDACTED] で、更新の案件です。

44 番ですが、土地の所在は、川端 1433, 1434 の 2 筆の田で、合計面積は 14,462 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、川端自治区の [REDACTED] 氏、借主は、安平町追分の [REDACTED] で、更新の案件です。

以上で議案第 5 号の 6 番から 44 番までの説明を終わります。

議長 議案第 5 号の 6 番から 44 番までの内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 5 号の 6 番から 44 番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 5 号の 6 番から 44 番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 引き続き議案第 5 号の 45 番を議題とする前に、会議規則第 10 条の関係から [REDACTED] には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

[REDACTED]

議長 それでは議案第 5 号の 45 番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主事 45 番ですが、土地の所在は、山形 96-1 から 118 までの 3 筆の田と 4 筆の畑で、合計面積は 63,360.77 m²です。

賃貸借期間は、令和 6 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、田が 10a 当たり [REDACTED] 円、畑が 10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、長沼町の [REDACTED] 氏、借主は、山形自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

46 番ですが、土地の所在は、山形 424 から 575-1 までの 3 筆の田と 3 筆の畑で、合計面積は 2,975 m²です。

賃貸借期間は、令和 6 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、田が 10a 当たり [REDACTED] 円、畑が 10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、山形自治区の [REDACTED] 氏、借主は、山形自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

議案 18 ページをお開きください。

47 番ですが、土地の所在は、山形 573-1 の 1 筆の田で、面積は 12,714 m²です。

賃貸借期間は、令和 6 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、本町の [REDACTED] 氏、借主は、山形自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

以上で議案第 5 号の 45 番から 47 番までの説明を終わります。

議長 議案第 5 号の 45 番から 47 番までの内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。

ご質問等はありませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 5 号の 45 番から 47 番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第 5 号の 45 番から 47 番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

[REDACTED]

議長 議案第5号の45番から47番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしましたので、[]に報告します。

引き続き議案第5号の48番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から []には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

[]

議長 それでは議案第5号の48番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主事 48番ですが、土地の所在は、東栄 314-1、323-1 の2筆の田で、面積は8,933 m²です。
賃貸借期間は、令和8年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、10a 当たり []円、年間 []円です。
貸主は、古川自治区の []氏、借主は、同じく古川自治区の []氏で、更新の案件です。
以上で議案第5号の48番の説明を終わります。

議長 議案第5号の48番の内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等はありませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第5号の48番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第5号の48番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

[]

議長 議案第5号の48番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしましたので、[REDACTED]に報告します。

引き続き議案第5号の49番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から[REDACTED]には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

[REDACTED]

議長 それでは議案第5号の49番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主事 49番ですが、土地の所在は、伏見383から398までの3筆の田と2筆の畑で、合計面積は73,204㎡です。

賃貸借期間は、令和8年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、田が10a当たり[REDACTED]円、畑が10a当たり[REDACTED]円、年間[REDACTED]円です。

貸主は、札幌市西区の[REDACTED]氏、借主は、伏見自治区の[REDACTED]氏で、更新の案件です。

以上で議案第5号の49番の説明を終わります。

議長 議案第5号の49番の内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。

ご質問等はありませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第5号の49番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第5号の49番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

[REDACTED]

議長 議案第5号の49番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしましたので、[]に報告します。

引き続き議案第5号の50番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から []には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

議長 それでは議案第5号の50番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主事 50番ですが、土地の所在は、新光287-1から295-1までの3筆の田で、合計面積は24,057㎡です。
賃貸借期間は、令和8年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、10a当たり []円、年間 []円です。
貸主は、下古山自治区の []氏、借主は、同じく下古山自治区の []氏で、新規の案件です。
以上で議案第5号の50番の説明を終わります。

議長 議案第5号の50番の内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等はありませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第5号の50番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第5号の50番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 議案第5号の50番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしましたので、[REDACTED]に報告します。

引き続き議案第5号の51番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から[REDACTED]には退席していただき、議事を進めさせていただきます。
[REDACTED]

議長 それでは議案第5号の51番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主事 51番ですが、土地の所在は、東三川2788、2798の2筆の田で、合計面積は28,292㎡です。
賃貸借期間は、令和5年11月30日までの1年間で、賃貸借料は、10a当たり[REDACTED]円、年間[REDACTED]円です。
貸主は、東三川自治区の[REDACTED]氏、借主は、同じく東三川自治区の[REDACTED]で、更新の案件です。
以上で議案第5号の51番の説明を終わります。

議長 議案第5号の51番の内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等はありませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第5号の51番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第5号の51番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。
[REDACTED]

議長 議案第5号の51番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしましたので、[REDACTED]に報告します。

議長 おはかりいたします。

本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 16 時~~40~~分)

議事録署名委員

12 番 青山 佳代子



13 番 奥野 宏栄

